

令和3年度における  
市民参加対象事項の取組実績に対する  
評価結果報告書

安城市市民参加推進評価会議

令和4年6月14日

安城市長 神谷 学 様

安城市市民参加推進評価会議  
会 長 加 藤 研 一

令和4年5月18日に市民参加推進評価会議を開催し、令和3年度における市民参加対象事項の取組実績に対する評価結果をまとめましたので報告します。

### 1 市民参加の対象について

安城市市民参加推進条例（以下「条例」といいます。）の条例第6条で規定される次の4項目について審議を行いました。

- (1) 条例の制定または改廃
- (2) 計画の策定または変更
- (3) 制度の導入または改廃
- (4) 公共施設の設置に係る計画等の策定または変更

### 2 市民参加の方法について

条例第7条で規定される、市が市民参加を求める場合の市民参加の方法及び条例第8条で規定される、意思決定前の適切な時期に、対象事項の内容を考慮して次に掲げる項目のうち1以上の方法により適切に行われていることを審議しました。

- (1) 審議会等（市民が参加する合議制の会議）
- (2) パブリックコメント
- (3) 市民説明会
- (4) ワークショップ

### 3 評価結果

令和3年度に市が取り組んだ市民参加対象事項について、次の評価基準を基に評価会議としての評価をしました。結果は次のとおりです。

#### 《評価基準》

評価基準	評価内容		
(1) 予定どおり実施されていたか	○：予定どおり	△：おおむね予定どおり	×：予定どおりでない
(2) 市民参加の回数等は十分であったか	○：十分である	△：おおむね十分である	×：十分でない
(3) 市民の意見を反映させていたか	○：反映していた	△：おおむね反映していた	×：反映していない

No.	対象事項	評価結果		担当課
1	公共施設等総合管理計画の改定	(1)	○	経営情報課
		(2)	△	
		(3)	△	
2	第7次行政改革大綱の策定	(1)	○	経営情報課
		(2)	△	
		(3)	△	
3	第11次安城市交通安全計画の策定	(1)	○	市民安全課
		(2)	○	
		(3)	○	
4	第3次安城市食料・農業・交流基本計画の策定	(1)		農務課
		(2)	△	
		(3)	△	
5	一般廃棄物処理基本計画の策定	(1)		ごみゼロ推進課
		(2)	△	
		(3)	△	
6	第三次安城市都市計画マスタープランの変更	(1)	○	都市計画課
		(2)	△	
		(3)	△	
7	自転車活用推進計画の策定	(1)	○	都市計画課
		(2)	△	
		(3)	△	
8	第2次安城市スポーツ振興計画の改定	(1)	○	スポーツ課
		(2)	○	
		(3)	△	

※斜線箇所…調査時に予定されていなかったため、評価なし。

#### 4 対象事項への意見等

No.1 公共施設等総合管理計画の改定（経営情報課）	
【事業の概要】	
平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定し、その後、平成30年2月の公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂により令和3年度中に改訂する。	
意見	回答
パブコメの限界を感じるような結果です。一方eモニターアンケートはまとまった回収数があり、回収率も高いです。ただし、意見の反映がなく参考情報としての利用にとどまったのはどういう理由か、検証が必要です。	平成28年に策定した公共施設等総合管理計画の改訂に向けて、今後の市の公共施設の在り方を検討するために令和3年夏にeモニターアンケートを実施しました。 その結果、例えば「公共施設の更新や管理運営に民間のノウハウや資金を活用すべき」との設問に対する回答として「活用すべき、どちらかといえば活用すべき」が最も回答が多いなど、現行計画で掲げる市の基本的な考え方とアンケート結果に乖離がないことがわかったため、従来からの市の基本方針等の考え方を維持しつつ計画の改訂作業を進めてきました。
アンケートの回収率が86.3%と高かったにもかかわらず、パブリックコメントは0件とギャップが大きいです。また、「意見の反映なし」は考えられません、なぜでしょうか。	市民参加推進調査シートで「意見の反映なし」としているのは、令和3年12月から翌月にかけて実施したパブリックコメントの際に示した計画原案について、アンケート結果を反映し計画内容を修正することは実質的にできなかったため「意見の反映なし」と表記しました。しかしながら、計画改訂にあたってはアンケートで得られた結果を参考にしていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。
eモニターを「計画改訂にあたっての参考情報として利用しました」ということですが、どのような意見を参考としたのか、公表はあったのでしょうか。	
パブリックコメントやアンケートなど反映できる意見がなかったのは何故なのでしょう。改善が必要なのかが気になりました。関心がない又は伝わっていない、あるいは、賛成であるためでしょうか。	
Eメールでのアンケートの回収率が高いと思いますが、意見の反映なしとなっていること、パブリックコメントが0件となっているのが残念であると思います。	
パブコメが0件である可能性が出てきた時点で、設置施設の職員が施設内設置場所の再検討等の手法を取る等で市民参加を促す努力をすべきではないかと考えます。	（市民協働課） いただいた意見を参考に、施設内の設置場所など、PR方法を再度検討します。
審議会等を計画することが必要ではないでしょうか。	市民にとって影響が大きいと考えられる施設の統廃合などを進める際は、「市民参加を推進するためのガイドライン」により十分な合意形成を図りながら進めていきます。

意見	回答
e モニターアンケートを追加され、計画策定の参考資料として結果を利用。そもそも全て反映できるものではなく「おおむね」で良いのではと考えました。	

No.2 第7次行政改革大綱の策定（経営情報課）

【事業の概要】

第6次行政改革大綱の計画期間（平成29年度～令和3年度）が終了するが、行政改革の取組は不断に取り組んでいく必要があるため、安城市における新たな行政改革の指針となる第7次行政改革大綱を令和3年度中に策定する。

意見	回答
審議会は適切に開催されていました。パブリックコメントの提出が一人は寂しいです。設置場所は増えており適切だと思いますが、周知方法に問題があるのか、検証が必要です。	（市民協働課） 意見募集の際の周知方法や提出方法について改めて検討し、市民参加条例及びパブリックコメント制度自体の認知度向上に努めます。
パブリックコメントの件数は25件ではあるものの、1名からのみとなると十分ではない可能性も考えられます。	
反映しない場合があっても良いと思います。なぜ反映しなかったかを、即、適時に公表し、行政がコミュニケーションに心を配る事も、市民参加の一つだと思います。	（経営情報課） 提出された意見に対する市の考えは、広報あんじょう3月号の発行日にあわせて、速やかに市公式ウェブサイト等に公表しました。
一人で25件ものパブリックコメントを出していますが、反映できるものが1件もなかったのは仕方がないと思います。	

No.3 第11次安城市交通安全計画の策定（市民安全課）

【事業の概要】

交通安全対策基本法第26条第1項及び安城市交通安全対策会議条例第2条に基づき、第11次安城市交通安全計画を策定する。

意見	回答
アンケートの回収率が87.7%と高く、関心のある計画ですが、パブリックコメントは一人と極めて少ないです。市民の意見を直接聞く審議会等の計画が必要ではないでしょうか。	計画策定には交通に関する専門知識が要求されるため、安城市交通安全対策会議委員には、特定の役職及び交通安全上必要な機関や団体の内から委嘱しています。 市民の意見は、引き続きeモニター及びパブリックコメントを活用し集約します。
アンケートやパブリックコメントだけでなく、交通安全行動の当事者である、高齢者や未来を生きる子どもたちを対象とした多世代ワークショップを実施し自分ごと化した方が良いと思います。	次期計画に向けて検討していきます。
「eモニターを活用し、子どもに関する事項について保護者等世代の意見を集約しました。」とありましたが、子ども自身の意見集約が必要だと思います。	次期計画に向けて検討していきます。
パブリックコメントの提出件数は少ないですが、意見を反映しています。一方、eモニターアンケートはまとまった回収数があり、回収率も高いです。意見の反映も適切に行っていると思います。	
多方面・多世代からの情報収集が実際になされたため、評価しました。	

No.4 第3次安城市食料・農業・交流基本計画の策定（農務課）	
<b>【事業の概要】</b> 安城市農業基本条例第11条に基づき、第3次安城市食料・農業・交流基本計画を策定する。	
意見	回答
アンケートだけでなく、農業従事者と未来を生きる子ども達が実際に交流できる多様な主体によるワークショップ等を行うことが、これからの食料・農業の持続的な発展に繋がるのではと考えます。	市内小中高生に実施したアンケートでは、食育に関する項目に加え、農業体験の有無や農業体験を希望するか等の項目も設定しました。ワークショップは行いませんでしたが、これらの結果を基に、子ども達の農へのふれあい、農への理解を促進する施策を検討していきます。
アンケート調査の対象をきめ細かく設定しており、回収率も良いです。集計・分析の結果も計画に反映していくとしています。	
対象年度は、集計・分析までで、結果は次年度以後という事から、「おおむね反映」としました。	

No.5 一般廃棄物処理基本計画の策定（ごみゼロ推進課）	
<b>【事業の概要】</b> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定により、一般廃棄物処理基本計画を策定する。	
意見	回答
審議会は適切に開催されており、今後計画に反映して行ってほしいです。	今後内容を検討し反映していきます。
委員会2回（年度）では十分な検討ができないのではないかと思います。	委員からは意見が出ており、検討できていると考えます。
審議会の構成員として、一般廃棄物を排出する当事者である市民委員を3割ほどの構成とし、周りの市民に対して市の現状を伝える役割を担ってもらっても良いのではないのでしょうか。	12人中市民公募委員は2人ですが、意見をいただいております。市民団体の代表も一市民であり、それを加味すると3割を超える状況です。
素案考察段階という事から「おおむね反映」としました。 ごみを出す意識や問題への参加意識を促せるよう、実際にごみ置き場を管理している町内会や、将来に向けての意識啓発につながる児童・生徒などの何らかの参加・巻き込みの工夫があっても良かったのではと感じます。	ご意見を適切に受け止めます。

No.6 第三次安城市都市計画マスタープランの変更（都市計画課）

【事業の概要】

総合計画（後期計画）及び企業立地推進計画の策定に伴い、第三次安城市都市計画マスタープランの内容の一部を変更する。

意見	回答
<p>審議会は適切に開催されており、今後計画に反映していったほしいです。</p>	<p>引き続き、適切に開催し、計画に反映できるよう努めます。</p>
<p>審議会等が2回（年度）では十分な検討ができないのではないのでしょうか</p>	<p>第三次安城市都市計画マスタープランの中間見直しについては、令和4年度、5年度の2ヵ年で実施する予定です。令和4年度は、主に基礎データの更新や指標評価などの事務作業が中心となるため、審議会の開催を1回としています。令和5年度は、2回の開催を予定していますが、分かりやすい資料作成に努めるとともに理解しやすい説明に努めます。また、必要に応じて審議会の回数の増についても検討していきます。</p>
<p>市民代表2人はどのように選出されるのでしょうか。</p>	<p>議事内容の専門性が高いことから、本市における様々な審議会委員等の経験をお持ちであるなど、広い見識や経験等をお持ちであると思慮される方を市民代表として選出させていただいています。</p>
<p>審議会には法令等の専門的な知識が必要なことは承知した上で、都市に住まう当事者である公募市民の参加がない事は、市民を取り残してしまうことになるのではと考えます。</p>	<p>通常の審議は、議事内容の専門性が高いため、公募市民の選定は行っていませんが、一方で、都市計画マスタープランの策定時や中間見直しといった計画策定時においては、臨時委員として公募市民を募集することとしており、市民の意見を反映した計画策定を行っています。</p>
<p>パブコメは設置場所を増やしていますが、意見がないのは寂しいです。周知方法に問題があるのか、検証が必要です。</p>	<p>（市民協働課） 意見募集の際の周知方法や提出方法について改めて検討し、市民参加条例及びパブリックコメント制度自体の認知度向上に努めます。</p>

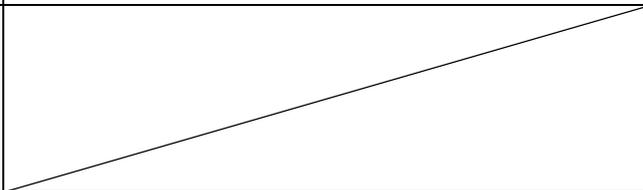
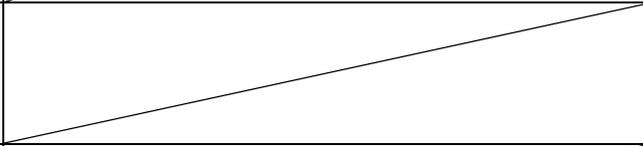
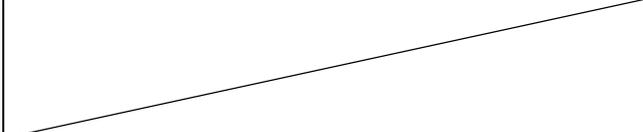
意見	回答
<p>専門的な知識などが必要とのことで、公募市民も0人のため、意見の提出も難しいのではないのでしょうか。</p>	<p>都市計画マスタープランの策定時や中間見直しといった計画策定時には、臨時委員として公募市民を募集することとしており、市民の意見を反映した計画策定を行っています。</p>
<p>都市計画など専門性の高い案件に対しコメントを募集しても、市民は適切に答える事が難しいのではないかと思います。 そもそも市民の意見がそのまま反映されるものではないと考えますが、専門家が方向付けていくための情報として、市民の意見集約はあっても良いのではと思います。その場合、聞きたい内容・聞き出したい内容などを、答えやすいアンケート等にする等、工夫の余地があるのではないかと感じます。</p>	<p>今回の中間見直しでは、基本データの更新及び成果を評価し、見直しを実施するため、アンケート調査は予定していませんが、次期策定時には様々な方法について検討していきたいと考えています。</p>

No.7 自転車活用推進計画の策定（都市計画課）	
【事業の概要】	
自転車活用推進法に基づき、安城市自転車活用推進計画を策定する。	
意見	回答
<p>会議は適切に開催されています。パブリックコメントの提出件数は多いですが、提出者1人は寂しいです。設置場所は増えており適切ですが、周知方法に問題があるのでしょうか。</p>	<p>（市民協働課） 意見募集の際の周知方法や提出方法について改めて検討し、市民参加条例及びパブリックコメント制度自体の認知度向上に努めます。</p>
<p>市民5人（うち公募市民1人）とありますが、4人はどのように選出されるのでしょうか。</p>	<p>市民団体や民間企業から推薦していただいています。</p>
<p>審議会の委員の男女比の偏りがありすぎるのではないかと考えます。</p>	<p>（都市計画課） 安城市総合交通会議の委員は、関係機関等の事情により選出されるため、性別指定による選任は難しいですが、公募市民委員の改選の際には男女共同参画が図られるよう引き続き配慮していきます。</p> <p>（市民協働課） 第4次安城市男女共同参画プランでは、令和5年度に法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合の目標値を30.4%としています。年2回の女性参画状況調査時には、所管課が女性登用促進の意識を高めるよう促します。</p>

意見	回答
eモニターは回収数・回収率が高いです。抽出した課題を反映して行ってほしいです。	eモニターで把握した市民意向については、自転車に関する社会情勢、安城市の取組みとともに整理した結果を課題に反映しています。
パブリックコメントやアンケートからのフィードバックや課題が導き出され、「反映していた」としました。 自転車を日常に使う（使わざるを得ない）18才未満の児童・生徒にも学校を通じて啓発やアンケートを実施する等、自転車を使い続けるきっかけとしてアンケートコミュニケーションなどの工夫の余地もあったのではと感じます。	18歳未満の児童・生徒へのアンケート実施や啓発については、自転車活用推進計画に実施施策として位置づけています。学校等への交通安全教育を継続しながら、新たな取組みについて検討していきます。

No.8 第2次安城市スポーツ振興計画の改定（スポーツ課）	
<b>【事業の概要】</b> 平成28年度から施行の第2次安城市スポーツ振興計画の中間見直しをする。	
意見	回答
アンケートの対象はスポーツに関心を持ち始める年代である小学生を含めてもいいのではないかと考えます。	小学生に対する、スポーツへの興味・関心を高めるための方法の一つとして、今後の検討事項とします。
審議会は適切に開催されています。アンケートは無作為抽出なるも中高生は学校依頼とするなど工夫されています。みるスポーツに対する関心の高まりを反映しています。	/
対象年度は、現状と課題の把握までで、計画の見直しは次年度という事から、「おおむね反映」としました。	/

市民参加の推進全般に関するご意見等

意 見	回 答（市民協働課）
<p>全体として、パブリックコメントの提出者数が極めて少ないのが気になります。設置場所は増やしてきており、周知方法に問題があるのか、しっかり検証する必要があります。</p>	<p>意見募集の際の周知方法や提出方法について改めて検討し、市民参加条例及びパブリックコメント制度自体の認知度向上に努めます。</p>
<p>審議会・委員会については、委員の構成・開催回数は明記されていますが、出た意見を反映したかどうかの記載欄が設けられておらず、評価の仕様がありません。審議会・委員会に出ている立場から申し上げれば、かなりのものが反映されていると感じています。様式の改善をした方が、適切な「実績評価」につながると考えます。</p>	<p>審議会等における委員の意見が反映されていたかについては、市民参加推進調査シートの様式を見直し、記載するようにいたします。なお、評価基準の一つである「意見を反映していたか」については、市民参加を実施しても反映できる意見がでない場合もあるため、適切な評価基準及び方法について、今後検討していきます。</p>
<p>前回（令和3年度第3回安城市市民参加推進評価会議）での指摘をしっかりと反映されており、大変良い調査シート（実績）になっていると思います。</p>	
<p>eモニターアンケートは配布数・回収数が安定しており、底堅い意向集約の手段として機能していると思います。</p>	
<p>アンケートは伝統的な手法ですが、適切な層に対象を絞ることで、有効な意向集約につながっていると思います。</p>	

## 6 市民参加推進評価会議について

市民参加推進評価会議（以下「評価会議」といいます。）は、条例の運用、市民参加の実施状況の評価、市民参加の推進評価などを行うため設置されたものです。委員は、2年間の任期で、10名で構成されています。

	氏名	職名	区分
会長	加藤 研一	安城市町内会長連絡協議会 会長	公共的団体
副会長	小森 義史	安城市市民協働サポータークラブ 会長	市民活動団体
委員	稲石 あゆみ		公募市民
〃	木内 正範		
〃	土井 万寿美		
〃	松崎 興治郎		
〃	大村 恵	愛知教育大学教育ガバナンス講座 教授	学識経験者
〃	鈴木 彩	安城商工会議所青年部 会長	公共的団体
〃	戸田 こず恵	さんかく21・安城	市民活動団体
〃	平岡 晋	特定非営利活動法人アイ・プラネッツ 副理事長	

(任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日)